

騒音障害防止のためのガイドライン 説明会 のご案内 〈無料〉 (中小サポート事業)

令和6年2月1日(木)

【会場】 中央労働災害防止協会 東北安全衛生サービスセンター 3階研修室
宮城県仙台市青葉区上杉1-3-34 (地下鉄「勾当台公園」駅徒歩5分・県庁近く)

令和5年4月に騒音障害防止のためのガイドラインが改訂され、関係事業場は、騒音性難聴を予防するため健康障害防止措置を講ずるよう、あらためて注意喚起されています。

新たなガイドラインにおいては、騒音障害防止対策の管理者に対する教育と選任、新しい騒音レベルの測定方法の追加、耳栓などの正しい選び方などが示されており、また、騒音健康診断の検査項目の見直しもなされています。

一定以上の騒音へのばく露を防止し、騒音性難聴を予防する基本的考え方は変わりませんが、今も年間300人以上が騒音性難聴で新規労災認定を受けている現状を踏まえ、今一度対策をみなおしましょう。

中央労働災害防止協会では、ガイドライン見直しを前提とした国の委託事業の実績を踏まえ、ガイドラインの技術検討に直接関わった衛生管理士から概要説明の場を設けることとしました。ガイドラインのポイントを、その背景事情をまじえて紹介します。

カリキュラム

- | | |
|-------------------|--|
| 14:00~15:30 (90分) | 労働安全衛生規則と騒音による健康障害防止
騒音障害防止のためのガイドラインのポイントと解説 |
| 15:30~15:50 (20分) | 質疑応答 |
| 15:50~16:00 (10分) | 中小規模事業場安全衛生サポート事業について |

【講師】 中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター 衛生管理士 構健一

開催日時

令和6年2月1日(木) 14:00~16:00

対象者

騒音作業場を有する事業場に所属する安全衛生スタッフ等

申込方法

Web(www.jisha.or.jp/tohoku/)からお申込みください

【お問合せ先】 中央労働災害防止協会 東北安全衛生サービスセンター
TEL 022-261-2821 E-mail tohoku@jisha.or.jp